

# 学校評価について

春日部市立東中学校

## I 学校評価の法的根拠や用語の確認

### 1 法的根拠

#### (1) 学校教育法第42条

小学校は、文部科学省の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るための必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。(幼稚園、中学校、高校、特別支援学校にも準用)

#### (2) 学校教育法施行規則（幼稚園、中学校、高校、特別支援学校も準用）

**第67条** 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。(評価実施と結果公表)

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。(評価項目の設定)

**第68条** 小学校は、前条第一項の規定による評価を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。(関係者評価)

**第69条** 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合は、その結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。(報告)

### 2 用語の確認 <「学校評価ガイドライン」(文部科学省 H28.3.22) から>

(1) **自己評価** 各学校の教職員が行う評価

(2) **学校関係者評価** 保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会等が、自己評価の結果について評価することを基本として行う評価

(3) **第三者評価** 学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について専門的視点から行う評価

(引用者注：春日部市はこの第三者評価を実施していません。)

## II 学校評価の流れ

学校教育目標・学校経営方針・今年度の重点項目等

4月当初に計画された学校教育活動

教職員の自己評価シート（教職員人事評価）

生徒の状況・実態の把握  
（各種調査やアンケートの集計）  
保護者へのアンケート等  
（これは評価ではありません。  
あくまでも教職員による  
自己評価の参考資料です）

自己評価（学校職員による評価）

学校関係者評価

（学校評議員、保護者代表者等による  
自己評価の妥当性の検証・評価）

第三者評価

（設置者等の指定した第三者による  
自己評価の妥当性の検証・評価）

※現在春日部市では実施していません。

来年度の学校経営方針や重点事項、教育計画への反映